

工 事 取 り や め 届

(注意) 1 ※印のある欄は、記入しないでください。

2 許可申請及び認定申請（建築基準法第7条の6第1項第2号の規定による認定申請を除く。）に係る工事取りやめの場合は目黒区長宛てに、確認申請に係る工事取りやめの場合は建築主事宛てに提出してください。

3 建築基準法第7条の6第1項第2号の規定による認定申請に係る工事取りやめの場合は、建築主事宛てに提出してください。

4 建築主等の欄は、建築物にあっては建築主、建築設備にあっては設置者、工作物にあっては築造主を記入してください。

(用紙規格 A4)